

令和4年度 市におけるいじめ防止等に係る取組の実施状況

No.	項目	内容	担当課	令和4年度の実施状況	成果や課題	令和5年度の目標
1	教職員の資質能力の向上	学校基本方針、「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会発行）、「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」（国立教育研究所発行）、「いじめ未然防止プログラム」（心の教育総合センター）等の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修の実施を促す。	学校支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・小中各校年間2回、スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修を実施した。欠席者には資料を配布している。 ・芦屋市生徒指導連絡協議会を毎月開催し、各校の生徒指導担当教員、芦屋警察署等関係機関で、情報の共有と対応や取組の協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市生徒指導連絡協議会では関係機関からのアドバイスであったり、対応困難なケースに相談に乗ってもらい、なかなかないケースでも柔軟に対応できるようになった。また、会終了後、個別に関係機関に相談することが増えた。 ・様々な事案検討の時間がもう少し欲しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な手順を徹底し、未然防止、事案が発生したら迅速な対応を心掛けた。また教師1人1人の対応力向上に向け、事案検討を増やしていきたい。
		さらに、初任者研修・年次研修・管理職研修等の研修を実施し、法令の理解や危機管理意識を向上させ、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。	打出教育文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修において学校教育部主幹を講師に、「いじめや不登校にかかる対応と保護者との連携について」と題し、子どもの些細な変化やいじめの兆候を見逃さないための手立てや対処方法などについて学んだ。（初任者13名・臨時的任用教員研修会と兼ねる11名） ・2～5年次研修において芦屋市スクールソーシャルワーカー（SSW）三木 一子氏を迎えて「不登校児童生徒及びいじめ等問題に係る実践的な組織的対応 ～子どもを見る目と学年・管理職との連携～」と題して、子ども自身の特性・背景などを踏まえ、いじめや不登校を予防するための取組について学んだ。（受講者数32名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任～5年次に「いじめ等未然防止」について学ぶことで、今後、中堅教諭として大切になってくる人権感覚や「わずかな兆候を見逃さない」といった基礎を築きかけとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、多様化しているいじめの原因や背景をつかむための具体的な手立てについて学べる研修を計画していく。また、より実践的に、受講者同士の現状を共有できるような場も設定していく。
2	早期発見・早期対応のための措置	【別表】 No.1 人権擁護事業 特設人権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめや嫌がらせ等に関する相談に対応し、問題解決につなげる。	人権・男女共生課	<p>人権相談を実施した。（毎月2回） 人権擁護委員（法務大臣委嘱）による相談を実施した。（いじめ・いやがらせ、名誉毀損、信用問題その他人権に関する事） ※令和4年度はいじめ問題に関する相談1件</p>	<p>人権相談を実施し、人権擁護委員によるいじめや嫌がらせ等に関する相談につなげることができた。</p>	<p>人権相談を実施する。（毎月2回） 人権擁護委員（法務大臣委嘱）による相談（いじめ・いやがらせ、名誉毀損、信用問題その他人権に関する事）</p>
		【別表】 No.2 家庭児童相談 家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	こども家庭・保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの相談内容で、不登校や家庭環境の不安定さからいじめを発見できる可能性があり、相談面接等の聞き取りから早期発見に努めている。 ・いじめの被害から不登校となり、家庭内不和が生じた結果虐待に発展する可能性があるため、早期段階から虐待に繋がらないよう支援に努めている。 ・虐待を受けている児童や非行等の行動がある児童については、いじめの被害者にも加害者にもなる可能性があるため、児童が健全な生活を送れるよう支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題は学校側の協力も必要であるため、教育委員会（学校）との連携が課題である。 ・臨床心理士による心理相談を実施しスクールカウンセラーとは別の立場の相談先として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭・保健センターとなり、「悩みの相談先がここにある」ということの周知・啓発に努める。 ・より早期に発見・対応できるよう、個別の相談に対し細やかに関わっていくように努める。

No.	項目	内容	担当課	令和4年度の実施状況	成果や課題	令和5年度の目標
2	早期発見・早期対応のための措置	<p>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や学校だけでは困難な事案について、学校支援チーム等を活用して専門的、多角的な支援体制の拡充を図る。</p>	学校支援課	<p>・スクールソーシャルワーカーを、教育相談や緊急事案の対応等で、中学校へ106回、小学校へ85回派遣した。ケース会議にも4回派遣し、相談にあたった。 ・スクールカウンセラー6名を、年間210時間配置。教師・児童生徒・保護者向けの研修会を各学校2または3回実施した。</p>	<p>・あらゆる点で迅速に動いていただき、未然防止や悪化を防ぐことができた。また、高い専門性により教員や保護者への助言を的確にすることで、各学校が抱える解決困難な問題の解決に向けて、継続的に支援し取り組めた。 ・各校で同時多発的に事案が発生した場合、勤務時間の超過等につながる。</p>	<p>・あらゆる問題が発生する学校現場において、未然防止の観点での支援や、事案発生時の助言が幅広く受けられるように各関係機関と連携して生徒指導事案に取り組みたい。</p>
		<p>【別表】 No.3 芦屋市カウンセリングセンター教育相談 不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。</p>		<p>・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談68件 面接相談151件)令和4年度ははじめとして報告される相談内容はなかった。</p>	<p>・芦屋市カウンセリングセンター教育相談に対し、多くの不登校に係る相談があった。専門的な知見に基づく適切な指導・助言を行い、児童生徒の健全な育成に寄与した。また、相談内容にいじめによる影響がないか留意し対応を進めた。</p>	<p>・引き続き、児童生徒や保護者の悩みに寄り添える機関として対応を進めるとともに、各学校園や関係機関との連携を定期的にはかる。 ・悩みを抱える児童生徒や保護者とつながることができるように、本相談機関の周知に努める。</p>
		<p>【別表】 No.4 打出教育文化センター教育相談 不登校・友人関係等学校園における悩みについて、電話、面接による教育相談を実施する。</p>	学校支援課	<p>・令和3年度より、芦屋市カウンセリングセンター業務に統合。</p>		
		<p>【別表】 No.5 青少年愛護センター相談 青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。</p>	青少年愛護センター	<p>青少年愛護センターで受理した相談件数は1件で、その内いじめ・不登校に係る相談は1件であった。</p>	<p>問題解決には、様々な窓口と連携していく必要がある。</p>	<p>引き続き、相談を丁寧にしていく。</p>
		<p>教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒との関係を深め、いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために、校務支援システムの活用等により、事務処理の軽減等学校業務改善に努める。</p>	教職員課	<p>・教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保するため、行事や会議等のあり方を見直し、総業務量の縮減を図った。 ・芦屋市学校業務改善ポリシーを策定し、それぞれの立場で直ちにに取り組めることを明示した。 ・応答メッセージ機能付電話機を活用し、教員の時間外対応の縮減を行った。</p>	<p>・行事の精選や職員会議の効率化が進み、児童生徒と向き合う時間の確保する機会が増えた。 ・中学校での応答メッセージの対応開始時刻を18:45から18:30(夏季)、18:00(冬季)に変更することにより、時間外の対応が更に縮減された。 ・課題としては、職員会議以外の会議の持ち方を改善していくこと。</p>	<p>統合型校務支援システムとして、R5年度はグループウェアの構築をし、R6年度の運用開始による事務処理等の縮減を踏まえた教職員の業務改善を進め、児童生徒と向き合う時間の確保に努めていく。 また、中学校に導入した採点支援ソフトの効果検証をしていきたい。</p>

No.	項目	内容	担当課	令和4年度の実施状況	成果や課題	令和5年度の目標
3	啓発活動	① いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性など、「子どもと語る会」等を通して、児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。	人権・男女共生課	<p>・人権教室の開催 人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行った。 浜風小学校 58人(R4.7.7)、宮川幼稚園 49人(R4.9.5)、精道こども園 48人(R5.1.20)、緑保育所 20人(R5.2.6)、岩園保育所 34人(R5.2.24) ※人権擁護委員、市、法務局の共催事業</p> <p>・人権の花運動の実施(宮川幼稚園) 花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的とする。 ※人権擁護委員、市、法務局の共催事業</p>	<p>・人権擁護委員と連携して、人権教室の実施校を小学校及び幼稚園のほかこども園・保育所まで拡充し、いじめによる人権侵害等について効果的な啓発ができた。今後も継続して実施していく必要がある。</p> <p>・人権の花運動を通して、命の大切さ、人権尊重思想を醸成することができた。今後も継続して実施していく必要がある。</p>	<p>・人権教室を開催する。 (人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行う。</p> <p>・人権の花運動を実施する。 (実施校:岩園幼稚園。花の種子、球根等を配布し、児童等が協力し合って育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにするを目的に実施する。)</p>
			学校支援課	<p>・各学校で、必要に応じて、学校いじめ防止基本方針を見直し、ホームページの内容を更新した。</p> <p>・いじめチェックリストを活用する等、児童生徒の日常の様子からも、教職員が早期にいじめを認知できるよう取り組んだ。</p>	<p>・いじめに関してはその都度、未然防止や早期解決に向けて指導を行っている。1学期に起こったことも、3学期には児童生徒で解決ができるケースがある。</p> <p>・上記のケースをより増やせることが課題である。</p>	<p>・未然防止の観点からの日常の声掛けや児童生徒の観察・対話を大事にする。</p>
			青少年愛護センター	<p>青少年育成愛護協会主催で「子どもと語る会」を実施することができた。</p>	<p>「いじめ」を把握して、早期に対応するために、違和感を見逃さないようにする必要がある。</p>	<p>機会があるごとに、いじめについての意識を高めていく。</p>

No.	項目	内容	担当課	令和4年度の実施状況	成果や課題	令和5年度の目標
3	啓発活動	② 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに、人権週間でのパンフレット配布やリーフレット、講演会等を通して、機会があることに家庭・地域への啓発を行う。	人権・男女共生課	「日々の生活と人権を考える集い2022」にて人権週間啓発チラシを配布した。(R4.11.26)	人権週間啓発チラシにより「子どもの人権110番」相談窓口の周知ができた。継続して、講演会等で啓発チラシ等を配布し啓発を行っていく必要がある。	啓発映画会にて人権週間啓発チラシを配布し、啓発を行う。
			こども政策課	・子どもの権利条約のリーフレット(乳幼児版、小学生版、中学生版)を配布した。(対象:保育所5歳児、幼稚園年長、小学6年生、中学3年生)	市内の子どもたちに対して、子どもの権利条約の周知を図ることができた。	引き続き、リーフレットの配布等を通して、子どもの権利条約の周知を行う。
			学校支援課	・こども政策課と連携し、市内の小中学生を対象に啓発事業を実施。 ・生徒指導連絡協議会で情報共有、類似事案が発生しないように啓発を行った。	・人権週間での活動は、児童生徒にとって意識付けができる期間であった。 ・事案が発生しても生徒指導連絡協議会の情報交換が生きるケースがあった。	・生徒指導連絡協議会ではより事案に対して早期解決できるように情報共有をする。 ・人権週間を通していじめへの意識が高まる指導を行う。
			青少年愛護センター	・青少年育成愛護委員の班集会(小学校区ごと、月1回)において、ネットに関する、危険性について情報共有を行った。 ・例年ならば中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員会との共催で研修会を開催しているが、令和4年度は新型コロナウイルス流行により、実施できていない。	・青少年育成愛護委員の班集会において、インターネットの危険性については、情報共有できたが、「いじめ」につながる使い方について、十分に啓発できていない。	・人権意識をもって、SNS等を利用するように、啓発を行う。
		こども政策課	③ いじめ問題対策連絡協議会主催で、小中学生に対する啓発を企画し、全市的に取り組む。	・「いじめ防止週間」(期間 令和4年10月17日～11月16日)を策定し、市内小・中学校15校(県立・私立含む)を対象に、過去の実績作品を用いたのぼり旗を設置した。また、いじめ防止啓発チラシや小学1年生、中学1年生を対象に啓発シールを配布し、市内小・中学校15校(県立・私立含む)でポスターを掲示した。 ・民生児童委員協議会に110部チラシを配布し、各コミュニティ・スクール(9校)に10部ずついじめ防止啓発チラシを配布した。	・市内の小中学校と連携して、児童・生徒へいじめ防止啓発事業を進めることができた。 ・いじめ防止啓発事業を実施する中で、児童生徒へいじめについて考える機会の発信につながった。 ・市内小・中学校に啓発事業の取組についてアンケートを実施したところ、啓発事業の有効性を鑑みて、年間を通じて啓発事業に取り組むべきという拡充を求める意見がある一方で、実施時期についても概ね適切だという多数の意見があったので、今年度も引き続き取組みを実施する。 ・啓発方法について、児童生徒の興味関心を引き出せるような取組の検討が課題である。	・関係機関と連携しながら、児童生徒に対するいじめ防止啓発事業を実施する。 ・いじめ防止のぼり旗の設置、いじめ防止リーフレット配布及びいじめ防止ポスターの掲示等を実施する。 ・いじめ防止啓発事業についてより多くの方(保護者等の大人を含めて)に周知できるよう取組む。 (配布予定事業等) あしや保健福祉フェア ひょうごヒューマンフェスティバル 人権啓発映画会

No.	項目	内容	担当課	令和4年度の実施状況	成果や課題	令和5年度の目標
4	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	学校支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートを、市内の全小中学校で毎学期実施し、対象者には、その後、二者懇談等を実施した。 ・担任、担当学年だけでなく、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも積極的に相談し、児童生徒ならびに保護者に対する相談体制を充実させた。 ・必要に応じて、関係機関と連携したケース会議や校内研究会等での研修を実施した。 ・日々の観察だけでなく、生活ノート等を活用し、早期発見に努めた。 ・早期に適切な対応をするため、芦屋市生徒指導連絡協議会で事例の検討・協議をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎学期行ういじめアンケートにより事案の早期解決ができた。 ・いじめアンケートによりさかのぼって考える事案があったので、その時に対応できるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートでの報告件数がより減るように日々の観察や対話を大事にする。
5	インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	児童生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。 また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負う家庭に対し、フィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。	学校支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等(技術家庭・国語・特別活動)で情報通信ネットワークや個人情報の保護、スマートフォンやSNSの危険性について、考えたり、議論したりした。 ・外部講師(警察等)を招いて、学習会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では管理が難しい課題なので、保護者への協力依頼も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒自身が考えて活用できるように指導していく。 ・保護者への啓発も行う。
			打出教育文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1台のタブレット端末貸与の際には、家庭向けに注意事項や家庭でのルール作りに関する啓発プリントを配布した。また、県や国からの情報モラルに関する啓発資料を配布するよう学校へ依頼し、保護者への周知に努めた。 ・芦屋市情報活用能力体系表を参照しながら発達段階に応じた「情報セキュリティ・モラル」についての指導をおこなうよう働きかけ、各校で実践を積み重ねた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校の実践を集約し、小中学校間で共有しよりよい実践に繋げるように働きかけた。また、「1人1台端末貸与のお知らせ」の内容を令和3年度からより分かりやすいものに作成し直した。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒向け、保護者向けにSNSやスマートフォンの利用実態調査を行うことを目指している。